鹿屋市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年３月

鹿屋市教育委員会

目　次

１　計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・４

５　関連する取組、今後のフォローアップについて・・６

【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を、実質的かつ着実に推進していくことが求められています。

そのような中、令和７年６月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(注1)（以下「給特法」という。）等の改正を受けて全面改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(注2)（以下「指針」という。）では、服務を監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。

鹿屋市の全ての子供たちが、心豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育み、個人が達成する幸福感だけでなく、人とのつながりや協働によって得られる幸せや生きがいについても、向上させていくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。

加えて、子供たちを最前線で支える教職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていけるような環境整備が求められています。学校における働き方改革を通して、本市の学校教育が更に充実するとともに、教職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境を実現し、質の高い教育を持続発展させるために、本計画に基づく取組を進めていきます。

(2) 本市の現状

本市では、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「鹿屋市立学校管理規則」第78条の２(注3)（業務量の適切な管理）において、教職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を１か月について45時間、１年について360時間を上限の範囲内とし、教職員の業務量の適切な管理を行うよう努め、次のような取組を実施してきました。

令和７年度までに実施してきた取組	
デジタル技術の活用	・校務共有システムの導入 ・校務支援ソフトの導入
人的配置	・スクールソーシャルワーカーの配置 ・マイフレンド指導員、相談員の配置 ・教員業務支援員の配置 ・ICT支援員の配置
部活動	・部活動ガイドラインに基づいた休養日の設定 （週２日以上、土日どちらか１日） ・部活動指導員の配置 ・部活動地域展開の推進
その他	・定時退校日の実施

その他	・夏季休業中の学校閉庁日の実施 ・学校閉庁日における学校管理の委託

また、各学校で業務改善に効果のあった取組等を共有させるほか、管理職研修会等において、業務改善の推進と適切な管理を行うよう指導をしてきました。

こうした取組の結果､本市における教職員の年平均の時間外在校等時間の状況は、令和４年度が、月平均35時間９分、令和５年度が、月平均34時間14分であり、令和６年度は以下のとおりとなりました。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間以内の割合
小学校	月31時間42分	82.6%
中学校	月34時間24分	76.7%
全　体	月32時間50分	80.6%

令和６年度が、時間外在校等時間月平均32時間50分であり、月45時間以内の割合が約80%となっており、少しずつ時間外在校時間が減少し、改善が見られてきております。

その一方で、依然として月45時間以内を達成できていない教職員が一定数存在している現状があり、更なる取組が必要であると考えています。

教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで､児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、給特法第８条に基づき本計画を策定するものです。

２ 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとします。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

達成項目	目標
１か月時間外在校等時間が45時間以下の割合	100%
１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間	30時間程度
１年間における時間外在校等時間	360時間以下

○　１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間の年度目標

令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
32時間程度	⇒	⇒	30時間程度

※　国においては、令和11年度までに、教育職員の１か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしている。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

達成項目	目標	【参考】Ｒ６
ストレスチェック集団分析「総合健康リスク」	90まで減少	92
高ストレス者の割合	10%以下	13%
年間の年次有給休暇の平均取得日数	15日以上	平均13.7日

３ 計画の期間

令和８年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までとする。

４ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組むこととします。

(1) 「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

①　学校以外が担うべき業務

ア　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

・　スクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）及びスクールガード（地域ボランティア）並びに小・中学校、家庭及び地域の関係機関等が連携し、地域社会全体で登下校時の児童生徒の安全確保を図る「鹿屋市学校・家庭・地域の連携による教育支援活動推進事業」を推進します。

イ　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）

・　放課後から夜間における見回りについては、警察等が行う見回り等に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。

・　補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

ウ　学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「３分類」③関係）

・　令和６年度より給食の無償化を実施したことから、給食費の徴収管理については軽減しています。給食費以外の学校徴収金の公会計化については、実施方法や実施主体等が不明確なことから、国や県、他市町等の動向を注視していきます。

エ　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「３分類」④関係）

・　地域学校協働活動の協働本部を立ち上げ、協働本部に、地域学校協働活動推進員、地域担当者（地域住民）、学校担当者（学校職員）を設定します。推進員が中心となって、連絡調整を行います。

オ　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

・　困難な事例については、弁護士等の専門家を活用できる環境を整備しています。困難な事例については、学校との連携を図りながら、教育委員会も対応します。

・　県で実施しているスクールロイヤー制度の積極的な活用を促します。

②　教師以外が積極的に参画すべき業務

ア　調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

・　校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

イ　学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「３分類」⑦、⑧関係）

・　学校にICT支援員を配置し、教職員の負担を軽減します。

ウ　学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「３分類」⑨関係）

・　地域住民に体育館等を開放する際は、鍵の管理を含む施設・設備の管理について、利用団体が責任を負うことを周知・徹底します。また、学校運営協議会と連携し、地域学校協働本部による管理を実情に応じて推進します。

エ　校舎の解錠・施錠（「３分類」⑩関係）
・　管理職や職員による役割分担の見直しを推進します。
オ　児童生徒の休み時間における安全への配慮（「３分類」⑪関係）
・　学級担任等の特定の教員のみが行うのではなく、安全点検等の必要な措置を行った上で、教職員等の輪番で対応するなどの取組を推進します。また、学校運営協議会と連携し、地域学校協働本部による管理を実情に応じて推進します。
カ　校内清掃（「３分類」⑫関係）
・　校内清掃については、教育的価値を踏まえながら、実施回数や清掃範囲の見直しなど校内清掃の在り方を見直します。また、学校運営協議会と連携し、地域学校協働本部による管理を実情に応じて推進します。
キ　部活動（「３分類」⑬関係）
・　令和13年度までに、原則､休日の全ての部活動の地域展開を実現します。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、実情に応じて改革を推進します。
③　教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
ア　給食の時間における対応（「３分類」⑭関係）
・　給食時間における指導や見守りについては、緊急時の対応等必要な情報を学校全体で共有し、学級担任のみが行うのではなく、他の教職員等と連携して取り組みます。
イ　授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備（「３分類」⑮⑯⑱関係）
・　校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。
ウ　学校行事の準備・運営（「３分類」⑰関係）
・　教育的価値を踏まえながら、学校運営協議会と連携し、地域学校協働本部による管理を実情に応じて推進します。
エ　支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）
・　スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
・　特別支援教育支援員の配置を状況に応じて拡充します。
・　研修を実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。
・　福祉分野や児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進します。

(2)　学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

①　各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
②　教育的な効果が十分見込めない活動等について、それぞれの教育的価値を踏まえ、行事の精選等を検討します。
③　デジタル技術の活用により、校務の効率化を図り、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた取組を推進します。

④　留守応答機能付電話機を令和８年度中に全校に設置します。

(3)　教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

①　11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
②　ストレスチェックの実施率を100％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進します。
③　心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
④　年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
⑤　学校における定時退校日を月４回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行います。
⑥　教職員の健康及び福祉を確保するため、外部有識者を含む市総括安全衛生委員会の更なる充実を図り、働き方に関する専門的な助言を取組に活かします。
⑦　学校における働き方改革について、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、学校評価や人事評価の活用による学校レベルでのＰＤＣＡサイクルの取組を促進します。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

○　取組の着実な実行を図るため市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会において報告することとします。

○　時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については本市で導入している校務支援システム（See-smile）において出退勤状況を把握し、その他の目標についてはストレスチェックの結果から把握します。

○　教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、休憩時間の確保が課題になっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

○　各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実する等、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

○　保護者、地域の理解を促進するため、学校運営協議会での承認を受け、市長部局との連携を図りながら、保護者や地域等に対して「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

【参考資料】

（注１）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

※　関係部分抜粋（第８条関係）

第八条　教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健 康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

２　業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

二　業務量管理・健康確保措置の内容

三　その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

３　教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百 六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。）に報告するものとする。

４　教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の 実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

５　都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都 市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（地方教育行政の組織及び運営 に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（注２）公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

※　改正関係部分抜粋

第２節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

(1) 服務監督教育委員会は、本指針に即して実施計画を定めること （給特法第８条第１項)。

(2) 実施計画においては、次のイからハまでに定めるところにより、給特法第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項を定めること（給特法第８条第２項)。

イ　業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

（ｉ）教育職員の業務量の適切な管理を行う上で、時間外在校等時間に係る目標を設定すること。政府として、令和11年度までに、教育職員の１箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとし、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について前章第３節(2)で示す上限時間の範囲内にするための数値目標を設定すること。

目標に設定する時間外在校等時間の指標を例示すると、おおむね次のとおりであり、当該指標を用いる場合にあっては、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があること。

（イ） １箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合 100パーセントとすることを目指すこと。
（ロ） １年間における教育職員の１箇月時間外在校等時間の平均時間 平均で30時間程度とすることを目指すこと。
（ハ）教育職員の１年間時間外在校等時間 360時間以下とすることを目指すこと。
（ⅱ）教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定すること。

ロ　業務量管理・健康確保措置の内容

実施計画には、服務監督教育委員会が講ずる業務量管理・健康確保措置のうち、次節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な内容を記載するものとする。

ハ　その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

(3) 服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表すること（給特法第８条第３項)。その際、ホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表すること。

(4) 服務監督教育委員会は、実施計画に定める目標の達成状況及び業務量管理・健康確保措置の実施状況について、毎年度、その状況を把握すること。

また、服務監督教育委員会は、把握した状況を踏まえ、業務量管理・健康確保措置などの取組を改善するとともに、必要に応じて、実施計画の変更その他の必要な措置を講ずること。

(5) 服務監督教育委員会は、毎年度、実施計画の実施状況を公表すること（給特法第８条第４項)。その際、ホームページへの掲載等により行うものとし、実施計画に定める目標の達成状況を含むものとすること。

(6) 服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、総合教育会議に報告すること（給特法第８条第３項)。また、毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告すること（給特法第８条第４項)。その際、地方公共団体の長及び関係部局との連携を図りつつ、適切な役割分担の下で、業務量管理・健康確保措置などの取組の更なる改善を図ること。

(7) 実施計画の策定等に当たっての留意事項

イ　実施計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法は、(2)ロ及び次節の内容に即して、各教育委員会において地域の実情に応じて決めるものであり、実施計画に次節に定める措置の全てについて規定することは要しないものであること。

ロ　実施計画の策定に当たっては、業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載した既存の計画等があるときは、本指針に即した内容にしつつ、当該計画等を活用することも考えられるものであること。

また、複数の教育委員会において、共同して実施計画を策定することも可能であること。ただし、各教育委員会が自ら服務を監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、実施計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があること。

第３節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

(1) 所管に属する各学校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、(2)及び(3)に定めるものその他の業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐた

めの取組を実施すること。特に、服務監督教育委員会及び校長等の学校の管理職は、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように配慮し、教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、服務監督教育委員会は校長等の学校の管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施すること。

(2) 学校又は教師（教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の業務の３分類 （次のイからハまでの分類をいう。）を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図ること。この場合において、業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うように努めること。また、教師以外の職員の校務運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善していくに当たっては、業務の内容に応じて管理職や教育職員、事務職員、支援スタッフ（教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材をいう。以下同じ。）等が相互に連携・協働しつつ、文部科学省が別に示す教育職員及び事務職員の標準的な職務内容に留意するとともに、事務職員の負担が過重なものとならないよう、事務処理の精選や効率化及び質の向上並びに近隣の学校の事務職員間の相互支援のため、教育委員会が中心となり、共同学校事務室の設置、研修の実施等に努めること。

イ　学校以外が担うべき業務（次の①から⑤までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該①から⑤までに定めるところにより、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずること。

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。なお、学校の日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとすること。また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。

③ 学校徴収金の徴収・管理 地方公共団体又は服務監督教育委員会は、学校徴収金の種目ごとに地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること（以下「公会計化」という。）が適切かどうかを検討した上で、学校給食費その他の公会計化が適切な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行うこと。また、直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が

直接購入するなどの方法によるものとすること。

④　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとすること。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとすること。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとすること。

⑤　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築すること。

ロ　教師以外が積極的に参画すべき業務（次の⑥から⑬までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該⑥から⑬までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手 （ハにおいて「支援スタッフ等」という。）のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講ずること。

⑥　調査・統計等への回答 教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等（第４章において「学校調査等」という。）の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとすること。

⑦　学校の広報資料 ・ウェブサイトの作成・管理 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討すること。

⑧　ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報通信技術支援員が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、民間事業者等への委託も積極的に検討すること。

⑨　学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、民間事業者等への委託等のほか、特に学校プールや体育館等を地域住民等に開放する場合には、指定管理者制度の活用その他の方法を積極的に検討すること。また、学校の職員が学校プールの管理を行う場合には、例えば、自動で給水を止めるためのシステムの導入等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備することを積極的に検討すること。

⑩　校舎の開錠・施錠 機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備すること。

⑪　児童生徒の休み時間における安全への配慮 休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。

⑫　校内清掃 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。

⑬　部活動 スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。

ハ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（次の⑭から⑲までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該⑭から⑲までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進その他の教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずること。

⑭　給食の時間における対応 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施すること。その際、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進すること。

⑮　授業準備 教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進すること。

⑯　学習評価や成績処理 採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、デジタル技術の活用を促進すること。また、入学者選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進すること。

⑰　学校行事の準備・運営 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討すること。

⑱　進路指導の準備 生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進すること。

⑲　支援が必要な児童生徒・家庭への対応 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進すること。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること。また、地方公共団体等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促すこと。

(3) 所管に属する各学校における次に掲げる措置の推進を通じ、教育職員が担う業務の適正化を図ること。

イ　学校教育法施行規則 （昭和22年文部省令第11号）において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程を当該学校の指導体制に見合うものとなるようにするとともに、年間授業週数の実態に応じて１日及び１週間当たりの授業時数を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行うこと。その際、始業日の設定に当たっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意すること。

ロ　学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合す

ること

ハ　学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。

ニ　デジタル技術を活用した校務の効率化を推進すること。

ホ　職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備すること。

ヘ　教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に応対する必要のない環境を整備すること。

ト　学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにすること。

(4) 教育職員、事務職員及び支援スタッフ（地方公共団体独自の財源によるものを含む。）の体制を充実すること。

(5) 教育職員の産前産後休暇及び育児休業等の取得に伴い学校に配置される教育職員その他の教育職員について、正規の教育職員の計画的な配置の充実に努めること。

(6) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。ここでいう一定時間は、１箇月時間外在校等時間80時間を目安とすること。

(7) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること　（勤務間インターバル)。ここでいう一定時間は、11時間を目安とすること。

(8) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。また、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行うこと。

(9) 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

(10) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

(11) 早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図ること。

(12) 上限方針及び実施計画の策定等に当たっては、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長。以下同じ。）と当該上限方針及び実施計画について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。また、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。

（注３）「鹿屋市立学校管理規則」第78条の２

（業務量の適切な管理）

第78条の２　教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第２条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第７条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第６条第３項各号に掲げる日（代

休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
（１）　１か月について45時間
（２）　１年について360時間
２　教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
（１）　１か月について100時間未満
（２）　１年について720時間
（３）　１か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の１か月、２か月、３か月、４か月及び５か月の期間を加えたそれぞれの期間において１か月当たりの平均時間について80時間
（４）　１年のうち１か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について６か月
３　前２項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。